

## 作成ガイド試案

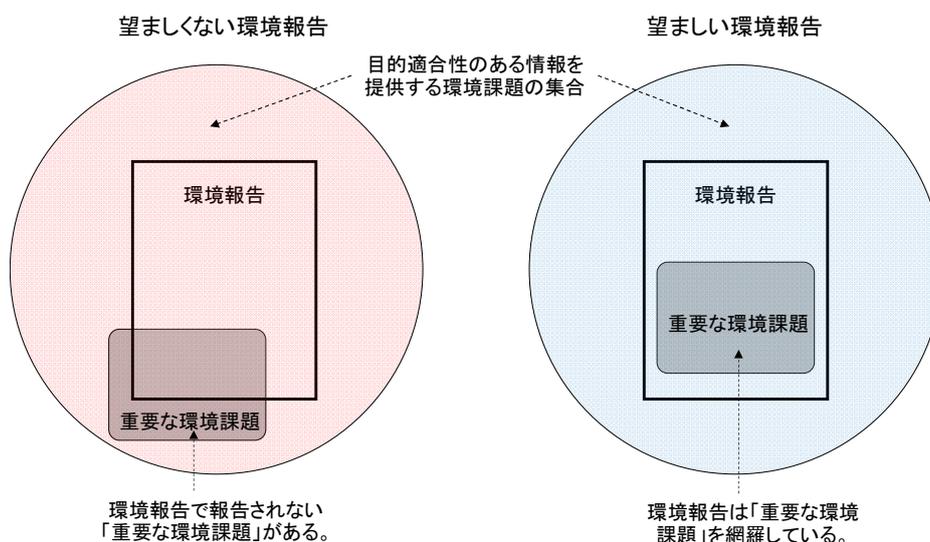
## 9. 重要な環境課題の特定方法

### 重要な環境課題の特定

- ✓ ガイドラインは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題ごとに、それらへの対応にどのように取り組み、どのような成果を得たのかについて、実績評価指標を含む6つの報告事項の開示を求めています（「10 事業者の重要な環境課題」を参照）。
- ✓ これは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を、ステークホルダーに正しく理解してもらう上で不可欠な情報であり、その目的が十分に果されるように、事業者は重要な環境課題のすべてを漏れなく特定して、それらを報告対象としなければなりません。

### マテリアリティ判断

- ✓ 事業者は、直面する環境課題の中から重要な環境課題を特定する際に、1) 重要性の意味をどのように捉えるのか、2) それをどのような手順で判断するのか、を自らの責任で決める必要があります。これは一般に「マテリアリティ（重要性）」判断といわれる行為です。
- ✓ 財務報告などの他の企業報告でも同じですが、環境報告で開示する情報は、少なくとも「ステークホルダーの利用目的にとって役に立つ（目的適合性）」という特性を備えていなければなりません。これは、環境報告で報告対象とする環境課題が、少なくとも目的適合性のある情報を提供するものでなければならない、という意味です。しかし、目的適合性のある情報がすべて開示されるわけではありません。



- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題をリストアップしたら、それらの中から、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を正しく伝えるという環境報告の目的を達成する上で、欠くことのできない環境課題を選択し、それらを「重要な環境課題」として位置付けます。

- ✓ これらの「重要な環境課題」はすべて環境報告で報告することが求められます。
- ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題としてリストアップされたものの、「重要な環境課題」として特定されなかった課題を環境報告に含めるかどうかは、事業者が自らの裁量で決めることです。しかし、「重要な環境課題」が網羅された環境報告に、そうでない環境課題の情報が混じることで、環境報告の目的を損なうおそれがある場合には、重要性に乏しい環境課題まで報告しないことも、選択肢の1つです。
- ✓ 重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダーが環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。これには、環境報告を投資行動に利用する機関投資家が、気候変動関連情報が十分に報告されているか否かで、投資判断を変えるような場合が該当します。たとえば、事業活動で大量に温室効果ガスを排出するような産業で、そのリスク認識や対策に関する記述が乏しい環境報告では、投資リスクの評価が適切に実施できず、そうした情報を適切に開示する環境報告の場合と比較して、報告主体である事業者が投資対象に選択される可能性は低くなります。
- ✓ しかし、ある環境課題が「重要な環境課題」に該当するか否かは、きわめて状況に依存しており、事業活動の態様、環境課題の内容や規模、ステークホルダーの情報ニーズなど、環境報告の背景要因によって著しく変化するので、あらかじめ一般化・定型化することが困難です（詳細は解説書「重要な環境課題の特定方法」を参照のこと）。
- ✓ そのため、ガイドラインは、環境課題に関するマテリアリティ判断を、その背景要因に一番精通しているはずの事業者に専ら委ねており、その判断を尊重しています。

### 特定方法の開示

- ✓ 環境課題のマテリアリティ判断が事業者によって行われる場合、環境報告の背景要因に精通する事業者と、そうした情報をほとんど持たないステークホルダーの間には、情報の質と量の両面で大きな格差が生じます。
- ✓ この情報格差を利用して事業者が恣意的にマテリアリティ判断を行ったり、事業者の判断に疑念を抱くステークホルダーが環境報告を信頼しなかったりして、環境報告の有用性が損なわれるような事態が起こらないように、ガイドラインは、事業者に対して、重要な環境課題の特定方法、つまりマテリアリティ判断をどのように行ったかについて、次の4つの報告事項による情報開示を求めています。
- ✓ これらは、マテリアリティ判断の実施手順、判断結果、判断基準、マテリアリティ判断の対象とした事業活動の範囲（バウンダリー）に関する情報から構成されており、事業者のマテリアリティ判断が妥当であったかどうかは、これらの情報に基づいて、最終的にステークホルダーが検証することになります。

### 報告事項

- ✓ 次の(1)から(4)は、事業者が重要な環境課題を特定する際に、適切にマテリアリティ判断を行ったことを説明し、その妥当性をステークホルダーが検証できるようにする上で、欠くことのできない報告事項です。

- ✓ どのようなマテリアリティ判断が妥当なのか、また、それをどのように実施すればよいのかは、事業者が自らの責任において決定する事項であり、ガイドラインはとくに言及していません。しかし、ガイドラインの付属文書として、重要な環境課題の特定方法に関する解説書が公表されており、その中で、実務上、一般に公正妥当と見なされている特定方法等について説明していますので、詳細はその解説書を参照して下さい。

(1) 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順）

- ✓ 事業者が、重要な環境課題をどのようなプロセスで特定したのか、について、具体的にわかりやすく説明します。場合によっては図示などの方法を採用入れることも有効です。
- ✓ 重要な環境課題の特定は、事業者が組織として実施する行為であり、その最終的な責任は事業者のガバナンス主体（取締役会）にあります。この責任が適切に果たされるように、重要な環境課題の特定に関する実施手順は環境報告の最高責任者が決定し、最終的にガバナンス主体で承認されることが望まれます。
- ✓ また、実施手順に含めることが望ましいプロセスに、ステークホルダーエンゲージメントの活用があります。これは、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築くことが、適切なマテリアリティ判断を行う上できわめて有効だからです。そのために、いずれかのステークホルダーエンゲージメント手法を実施手順に組み込むことが望まれます。

## 開示例

- 重要な環境課題の特定にあたって、まずは国際的な基準・ガイドラインや実務の動向を参考に、持続可能な社会への移行に向けて一般に重要であると考えられる環境課題を、当社の重要な環境課題の候補としてリストアップしています。
- 次に、当社の環境マネジメントに関する HP へのアクセス状況、外部有識者へのヒアリング、ステークホルダーダイアログ等のステークホルダーエンゲージメントの分析結果から、リストアップした環境課題をステークホルダーの関心度に応じて重み付けしています。
- さらに、当社の持続性戦略と環境マネジメントに関連する社内部署の担当責任者を招集し、その重み付けされた環境課題について、持続可能性への影響度の大きさを基準に、対応の優先順位付けを行っています。優先順位が高いと評価された環境課題は、すべて重要な環境課題として特定しています。
- 特定結果は、その妥当性を CSR 委員会で確認し、取締役会への報告事項としています。

### 重要な環境課題の特定プロセス



## (2) 特定した重要な環境課題のリスト (判断結果)

- ✓ 実施手順を適切に運用して特定した重要な環境課題を一覧表示します。それらを図示したり、レイアウトを工夫したりして、特定された重要な環境課題の全体像をわかりやすく示して下さい。

## 開示例

- 特定された当社の重要な環境課題は以下の通りです。
  - (1) 気候変動、(2) 水資源、(3) 生物多様性、(4) 資源循環、(5) 化学物質、(6) 環境法令の遵守
  - (7) 大気保全、(8) 水質汚濁、(9) 土壌汚染

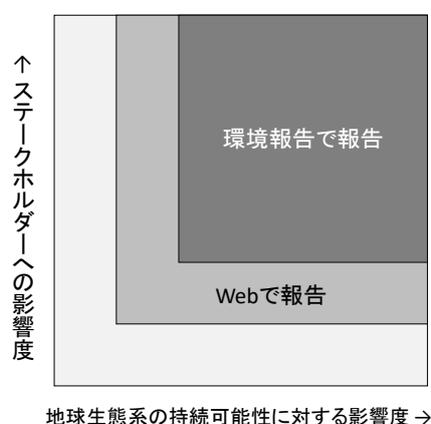
## (3) 特定した環境課題を重要であると判断した理由 (判断基準)

- ✓ 環境課題の重み付けや優先順位付けに際して、マテリアリティ判断をどのような基準に基づいて行い、重要な環境課題（環境報告で報告するもの）とそうでない環境課題（環境報告で報告しないもの）を識別したのかを説明します。

- ✓ この場合の判断基準についても、事業者が自ら設定するものなので、ガイドラインは何も言及していません。ちなみに、GRI スタンドでは、課題が「持続可能性に与える影響度」と「ステークホルダーの評価や意思決定に与える影響度」の2軸で、その優先順位付けを行っています（詳細は解説書を参照）。このような場合には、二次元座標面に課題をマッピングするなど、ビジュアルな方法を併用する方が、よりわかりやすい説明になります。

#### 開示例

- 重要な環境課題を特定する際の判断基準として、「ステークホルダーへの影響度」と「地球生態系の持続可能性に対する影響度」を採用しており、その両方が高い環境課題を重要な環境課題として特定し、環境報告の報告対象に選定しています。中程度のものは Web での報告事項です。



#### (4) 重要な環境課題のバウンダリー（バウンダリー）

- ✓ 重要な環境課題とは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、事業者自らの判断に基づいて、重要性の高さを基準に特定した環境課題であり、その特定に際して考慮すべき事業活動の範囲は、バリューチェーン全体に拡大する可能性があります。
- ✓ そのために、ガイドラインでは、重要な環境課題を特定する際に考慮したバウンダリーについて説明することを求めており、それを次の①・②の観点から説明します。

##### ① 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか

- ✓ 事業活動の環境への影響を考慮した範囲が、自社の事業エリア（直接的影響）、バリューチェーンの上流または下流（直接的影響+間接的影響の一部）、バリューチェーン全体（直接的影響+間接的影響）のいずれであるかわかるように説明します。

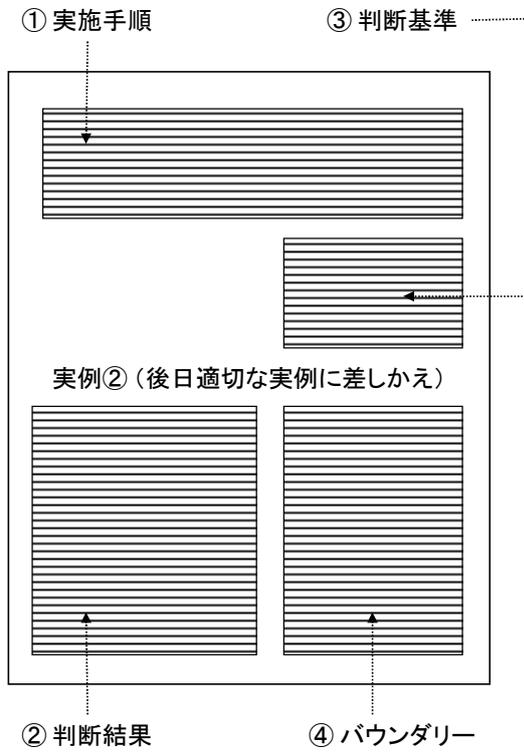
##### ② 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

- ✓ とくに、自社の事業エリア以外のバリューチェーン上で発生する重要な環境課題がある場合は、その発生原因となる事業活動やサプライヤーとの取引関係について説明します。

#### 開示例

- ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーは、原則として、報告対象組織のバリューチェーン全体です。
- ・水資源に関しては、水ストレスの大きい国で生産するサプライヤーをバウンダリーに含めていますが、販売製品の使用・廃棄段階はリスクが低いと見なされるために含めていません。
- ・生物多様性に関しては、一部の子会社について、バウンダリーが当該子会社単体の事業エリアに留まっており、そのバリューチェーンへの拡大は今後の課題になっています。

参考になる実例 ①



参考になる実例 ②

